

消食基第203号
令和7年3月18日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

内閣総理大臣 石破 茂
(公 印 省 略)

食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成15年法律第48号) 第24条第1項第1号の規定に基づき、
食品衛生法 (昭和22年法律第233号) 第13条第1項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

食品衛生法第13条第1項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準 (昭和34年厚生省告示第370号) の第2 添加物の部F 使用基準のうち「グルコン酸亜鉛」について、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令 (平成21年内閣府令第57号) の改正 (令和6年12月10日施行) により同府令別表第3に「総合栄養食品」が定められたことに伴い、別紙のとおり規定の適正化を目的として改正する場合



グルコン酸亜鉛に係る現行の使用基準と改正後の使用基準（案）

使用基準（案）	現行
<p>グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、<u>健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令別表第三に掲げる総合栄養食品の許可区分に該当するものとして特別用途表示の許可又は承認を受けた食品</u>（以下単に「<u>総合栄養食品</u>」という。）及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。</p> <p>グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による内閣総理大臣の承認を受けて使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。</p> <p>グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。</p>	<p>グルコン酸亜鉛は、母乳代替食品並びに健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成21年内閣府令第57号）第2条第1項第5号に規定する特定保健用食品（以下「特定保健用食品」という。）、<u>特別用途表示の許可又は承認を受けた食品</u>（病者用のものに限る。）及び栄養機能食品以外の食品に使用してはならない。</p> <p>グルコン酸亜鉛は、乳及び乳製品の成分規格等に関する命令別表の二乳等の成分規格並びに製造、調理及び保存の方法の基準の部(五) 乳等の成分又は製造若しくは保存の方法に関するその他の規格又は基準の款(6)の規定による内閣総理大臣の承認を受けて使用する場合を除き、母乳代替食品を標準調乳濃度に調乳したとき、その1Lにつき、亜鉛として6.0mgを超える量を含有しないように使用しなければならない。</p> <p>グルコン酸亜鉛は、特定保健用食品又は栄養機能食品に使用するとき、当該食品の1日当たりの摂取目安量に含まれる亜鉛の量が15mgを超えないようにしなければならない。</p>